

「確認事項」について

第 1 東京都地域特産品認証基準第 5 に規定する「確認事項」は以下のとおりとする。

確認事項	判定項目	解説
1 . コンセプトが適切か	思い こだわり	○生産、製造、流通、販売等に関して、東京都の地域・自然・歴史・伝統・技術など、東京の食文化に関わる「思い・こだわり」がある。
2 . 独自性があるか	オリジナリティ	他の製品にはないユニークな取組やオリジナリティがある。
3 . 信頼性があるか	品質 品質管理	使用する原材料を厳選し、品質、等級基準などを明確化している。 生産（製造）から販売まで一定の管理基準などを定めている。 品質の高さを保証する客観的な事実がある。
4 . 市場性があるか	安定供給 デザイン 知名度	製品が継続的に供給できる。 デザイン・ネーミングなどが優れている。 マスコミに取り上げられる、または受賞・褒賞歴があるなど、知名度がある。
5 . おいしさが感じられるか	色沢 形状 香り 食味	○東京都の特産品としてふさわしいおいしさである。

第2 委員会における「確認事項」の運用方法は、次のとおりとする。

- 1 申請者によるプレゼンテーション（5分程度）、試食（5分程度）及び申請者への質疑応答（5分程度）を行う。
ただし、当日プレゼンテーションが困難な申請者については、VTRまたはPR文書及び試食用サンプルの送付をもって、これに代える。
- 2 委員による確認は、別紙「確認票」により行う。
- 3 別紙「確認票」の集計結果を基に討議を行い、東京都地域特産品認証の適否について意見を取りまとめる。
ただし、各委員が審査した総合得点の平均が1.8点以下、または各委員が審査した確認事項毎の平均が2点以下（5については4点以下）のものが1つでもある場合は、原則認証対象外とする。